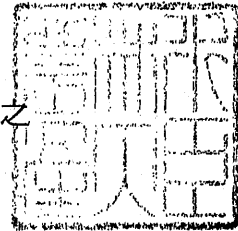


15消安第3007号  
平成15年10月31日

食品安全委員会  
委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 亀井 善之



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会に意見を求めます。

記

BSE発生国からの牛受精卵について、

- ① 輸出国において、BSEが届出伝染病に指定されていること
- ② 国際受精卵移植学会（IETS）の勧告に従って採取され、取り扱われた受精卵であること
- ③ BSEの患畜又は疑似患畜以外の牛から採取された受精卵であることを条件に輸入を認めることについて

